

議 案 第 30 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、条例で引用する規定を整備するため。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則第4項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。